

茨労発基 0228 第1号

令和4年2月28日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

茨城県支部長 殿

茨城労働局長



死亡災害の減少に向けた取組のより一層の強化について（要請）

平素より、労働災害防止をはじめとする労働基準行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、茨城労働局では、第13次労働災害防止推進計画（以下「13次防」という）を策定し、第12次労働災害防止推進計画期間中と比較して、死亡災害を15%以上減少させること等を目標に掲げ、各種対策を推進しているところです。

しかしながら、13次防の最終年である本年1月1日以降、既に6件の死亡災害が発生しており、大変憂慮すべき事態となっています。

死亡災害の内容は別添1のとおりですが、事故の型別では、「はさまれ・巻き込まれ」「墜落・転落」によるものが各2件、「切れ・こすれ」「転倒」によるものが各1件となっています。

また、6件中5件が機械による災害となっており、うち3件が機械の修理・点検といった非定常作業において発生しています。

つきましては、死亡災害が多発している状況に歯止めをかけ、同種災害の発生を防止するため、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知・指導等、労働災害防止に向けた取組をより一層強化していただきますよう要請いたします。

【添付資料】

- 1 令和4年 死亡災害事例
- 2 リーフレット「死亡災害が多発しています！」
- 3 リーフレット「機械による労働災害を防止しましょう」
- 4 リーフレット「エンジンカッターによる労働災害を防止しましょう」

令和 4 年 死亡災害事例

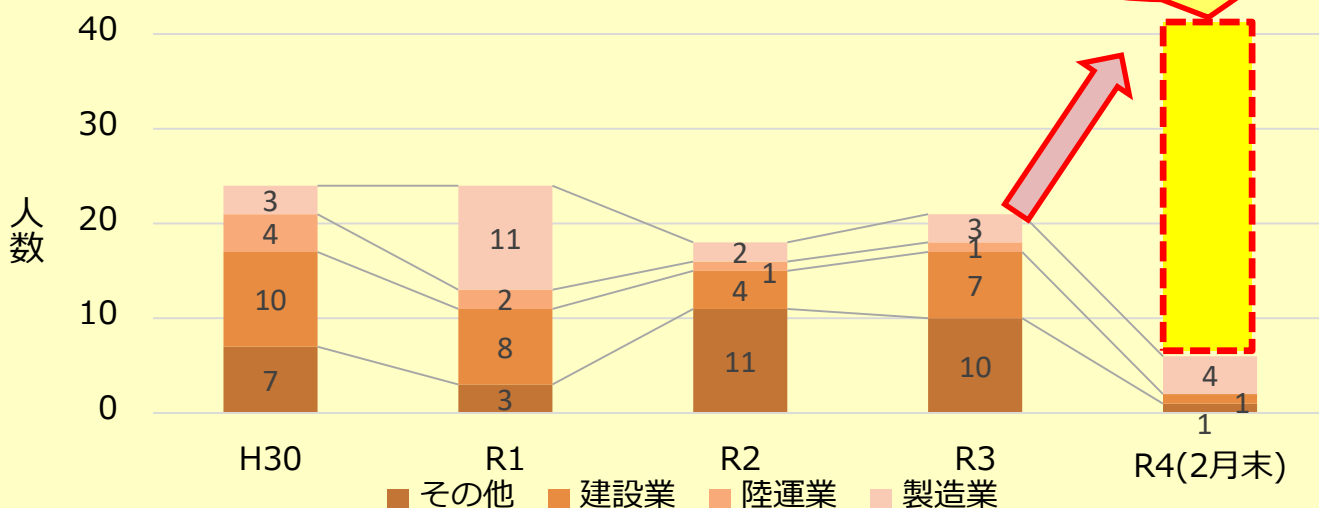
NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No. 1 1 月 17～18 時	管理者 50 歳代 10 年	ガラス・同製 品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	ガラスウール用の集塵機の上で故障箇所を確認中、集塵機内部に携帯電話を落としたため、集塵機の内部に入ったところ、稼働中のスクリーコンベアーに巻き込まれて死亡した。
			その他の一 般動力機械	
No. 2 1 月 13～14 時	土工 40 歳代 20 年	その他の 土木工事業	切れ・ こすれ	排水溝工事現場において、エンジンカッターを用いて U 字溝の切断中、エンジンカッターがキックバック（はね返り）を起こし、その歯が被災者の左頸部に当たり死亡した。
			その他の一 般動力機械	
No. 3 1 月 8～9 時	作業員・技 能者 80 歳代 2 年	その他の 木材・木製品 製造業	墜落・転落	木くずを圧縮する圧縮機の近くで、踏み台（高さ 52 cm）から圧縮機の架台（高さ 72 cm）に乗り移ろうとして足を踏み外し、地面に墜落し死亡した。
			はしご等	
No. 4 1 月 9～10 時	作業員・技 能者 60 歳代 3 年	その他の 食料品製造業	激突	野菜の入ったフレコンバッグを運搬するため、フォークリフトの運転席に乗り込もうとした際、運転席のヘッドガードの支柱棒に額を強打し、その弾みでアスファルト地面に倒れ、後頭部を強打し死亡した。
			フォークリ フト	
No. 5 2 月 17～18 時	その他の 製造工 50 歳代 35 年	自動車・同付 属品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	プレス機械を使用してトラック部品に使用する金属製品を成形作業中、製品にバリが発生したため、金型付近を点検していたところ、下降してきた金型に頭部と右腕をはさまれて死亡した。
			プレス機械	
No. 6 2 月 11～12 時	作業員・技 能者 50 歳代 13 年	採石業	墜落・転落	砕砂製造プラントの原料ホッパーで、砕石が詰まったため、詰まりを除去しようとして、ホッパー内に入り、スコップで除去作業を行っていたところ転落し、砕石が崩れたため、砕石の中に埋まり、死亡した。
			その他の 装置・設備	

※ 死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。

死亡災害が多発しています！

茨城県内では、令和4年に入ってから、労働災害により、既に6名もの方が亡くなっています。過去5年間の同時期で最も多
く、危機的な状況です。

年別死亡労働災害発生状況



※新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

	発生月	業種	年齢	災害発生状況
1	1月	製造業	50歳代	故障箇所の確認中、スクリーコンベアーに巻き込まれた
2	1月	建設業	40歳代	U字溝切断中、エンジンカッターの歯が跳ね返り身体に当たった
3	1月	製造業	80歳代	踏み台から架台へ乗り移ろうとして、足を踏み外し墜落した
4	1月	製造業	60歳代	フォークリフトに乗る際、支柱枠に頭部を強打しその弾みで地面に倒れた
5	2月	製造業	50歳代	プレス機械の点検作業中、下降してきた金型に挟まれた
6	2月	鉱業	50歳代	ホッパー内に詰まった碎石の除去作業中、崩れた碎石に生き埋めになった

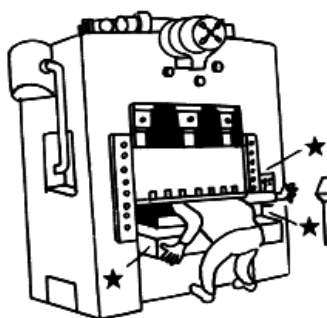
これ以上、尊い生命が失われることのないように、労働災害の撲滅に、より一層取り組んでください！



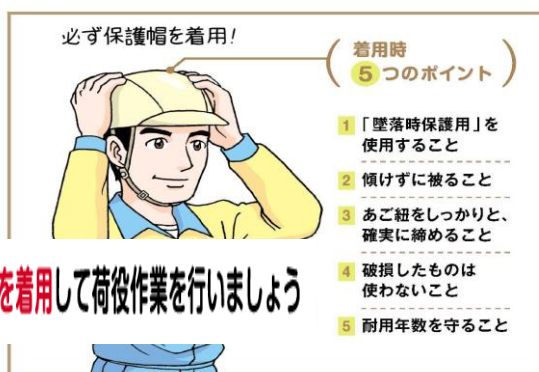
機械による労働災害を防止しましょう！

令和4年に入ってから、労働災害による死亡者数は6人となり、ここ数年で最も危機的な状況です。6件中、5件が機械によるもので、**点検作業中にコンベヤーやプレス機械にはさまれたり、機械作業中に踏み台から機械の架台に乗り移ろうとして転落したり、フォークリフトの運転席の支柱枠に頭部を強打して転落するなどの死亡災害が発生しています。**

これらの死亡災害の多くは、機械の電源を切らずに機械にはさまれる危険箇所に立ち入ったり、フォークリフト運転時に保護帽を着用しなかったりという安全ルールを無視した不安全な行動が原因となっています。



(注)イラストの出典元:職場のあんぜんサイト



作業高によらず、必ず保護帽を着用して荷役作業を行いましょう

主な機械による労働災害防止対策

- 1 機械装置の清掃・修理作業を行う時は、必ず機械の電源を切りましょう。
やむを得ず、危険箇所に身体の一部等を入れる場合には、機械を完全に停止させ、操作盤にその旨を表示する等により、不意に作動することがないように必要な措置を講じましょう。
- 2 フォークリフトで作業を行う時は、ヘルメットを着用し、フォークリフトの爪を足場代わりに使ったり、労働者の昇降に使用するなどはやめましょう。
- 3 墜落制止用器具の取付設備がある場合には、墜落制止用器具を着用して安全に作業を行うようにしましょう。
- 4 通常作業及び清掃時等の非定常作業について、安全な作業手順を作成し、関係する労働者全員に手順の内容を周知するなど、安全教育を行いましょう。
- 5 高さが2メートル以上の場所で作業する時は、保護帽や墜落制止用器具を着用し、高所からの墜落・転落災害を防止しましょう。
- 6 リスクアセスメントを実施し、危険源のリスク低減対策を行いましょう。

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください。



あなたの職場は大丈夫？危険がないかチェックしてみましょう

	チェック項目 (できている場合にチェックしてください)	☒
1	安全衛生の担当者 を選任していますか。 (安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など)	☐
2	機械・設備の清掃や修理作業などを行うときに、 機械の電源 を切っていますか。	☐
3	やむを得ず、危険箇所に身体の一部等を入れる場合に、機械を完全に停止させた 操作盤にその旨を表示する等 により、不意に作動することがないようにしていますか。	☐
4	フォークリフトで作業を行うときには、 保護帽を着用 していますか。また、 フォークリフトの爪（フォークに差したパレットを含む）を足場代わり に使っていませんか。	☐
5	高さが2メートル以上の開口部等の場所で作業を行うときに 墜落制止用器具（安全帯） などを使用していますか。	☐
6	安全衛生教育 を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	☐
7	通常作業及び清掃時等の非定常作業について、 安全な作業手順 を作成し、関係する労働者全員に周知していますか。	☐
8	機械・設備が安全に使用できるように 点検・修理等 を実施していますか。	☐
9	リスクアセスメント を行い、 リスク低減措置 を講じていますか。	☐

(点検実施日 年 月 日)



エンジンカッターによる労働災害を 防止しましょう！

別添 4

令和4年1月、ひたちなか市において、エンジンカッターを使用してU字溝の切断作業中、キックバックを起こし、エンジンカッターの刃が作業者に当たり死亡する災害が発生しました。

同様の事故はこれまでも全国で発生しています。
エンジンカッターを用いて作業を行う場合には、
キックバックによる災害を防止するため、**事前に
安全な作業手順を確認した上で作業を行いましょう。**



【エンジンカッター使用時の注意事項】

エンジンカッターを使用する場合には、**キックバックが起こりうるということ
を念頭に**、以下の事項に注意のうえ、作業を行ってください。

- 作業は平坦な場所で、安定した状態で行うこと。
- 運転作業中は、ハンドルを両手でしっかり持って機械を保持すること。
- キックバックが発生しやすい刃の上部の4分の1を使用しないこと。
- 刃の切断直線上に足を置かないこと。
- 刃が挟まれた場合は、必ずエンジンを切ってから引き抜くこと。
- その他メーカーによる取り扱い上の注意事項を守ること。

【エンジンカッターによる死亡災害事例】（全国）

発生年月	発生場所	業種	災害発生状況
令和4年1月	茨城	その他の土木 工事	エンジンカッターを用いてU字溝の切断を行っていたところ、 キックバックを起こし 、エンジンカッターの刃が作業者の首に当たり死亡した。
令和3年9月	北海道	その他の建築 工事業	解体工事現場において、エンジンカッターを用いて梁の切断を行っていた際、エンジンカッターのブレード（刃）を引き抜こうとしたところ、 反発したブレード が作業者の首に当たり死亡した。
令和2年8月	兵庫	建築設備工事 業	浄化槽への排水管敷設工事において、エンジンカッターで既設のヒューム管を切断中、 キックバックを起こして エンジンカッターの刃が跳ね上がり、作業者の首に接触し死亡した。
平成30年9月	石川	河川土木工事 業	河川の築堤工事において、U字溝をエンジンカッターで切断したところ、 刃が反発し 、切断作業を行っていた作業員の肩から胸に接触し死亡した。
平成23年2月	鹿児島	道路建設工事 業	U字溝を敷設する作業中、エンジンカッターで切断を行っていた作業者が、首に裂傷を負い倒れている状態で発見されたもの（死亡）。
平成22年1月	宮城	道路建設工事 業	エンジンカッターでU字溝を所定の長さに切断中、しゃがんだ状態でカッターの刃を上向きにして切断を行っていたところ、 刃が反発して跳ね返り 、作業者の首に当たり死亡した。

